

鹿沼市印鑑条例の一部改正について

次のように改める。

令和5年3月10日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市印鑑条例の一部を改正する条例

鹿沼市印鑑条例（昭和52年鹿沼市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「個人番号カード」を「次に掲げるもの」に、「次項」を「以下この条」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 個人番号カード

(2) 移動端末設備（認証業務法第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書を記録した同条第4項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）

第14条の2第2項中「入力しなければ」を「入力し、又はこれに代わる認証を行わなければ」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条の規定の施行の日から施行する。